

【北キャンパス地区】

《建築物等の用途の制限》

次に掲げる建築物以外の建築物は建築できません。

1

大学、高等専門学校、専修学校
その他これらに類するもの

2

公益上必要な建築物

3

前2号に掲げる建築物に附属するもの

4

大学のキャンパス運営に必要な
建築物で市長がやむを得ないと
認めたもの

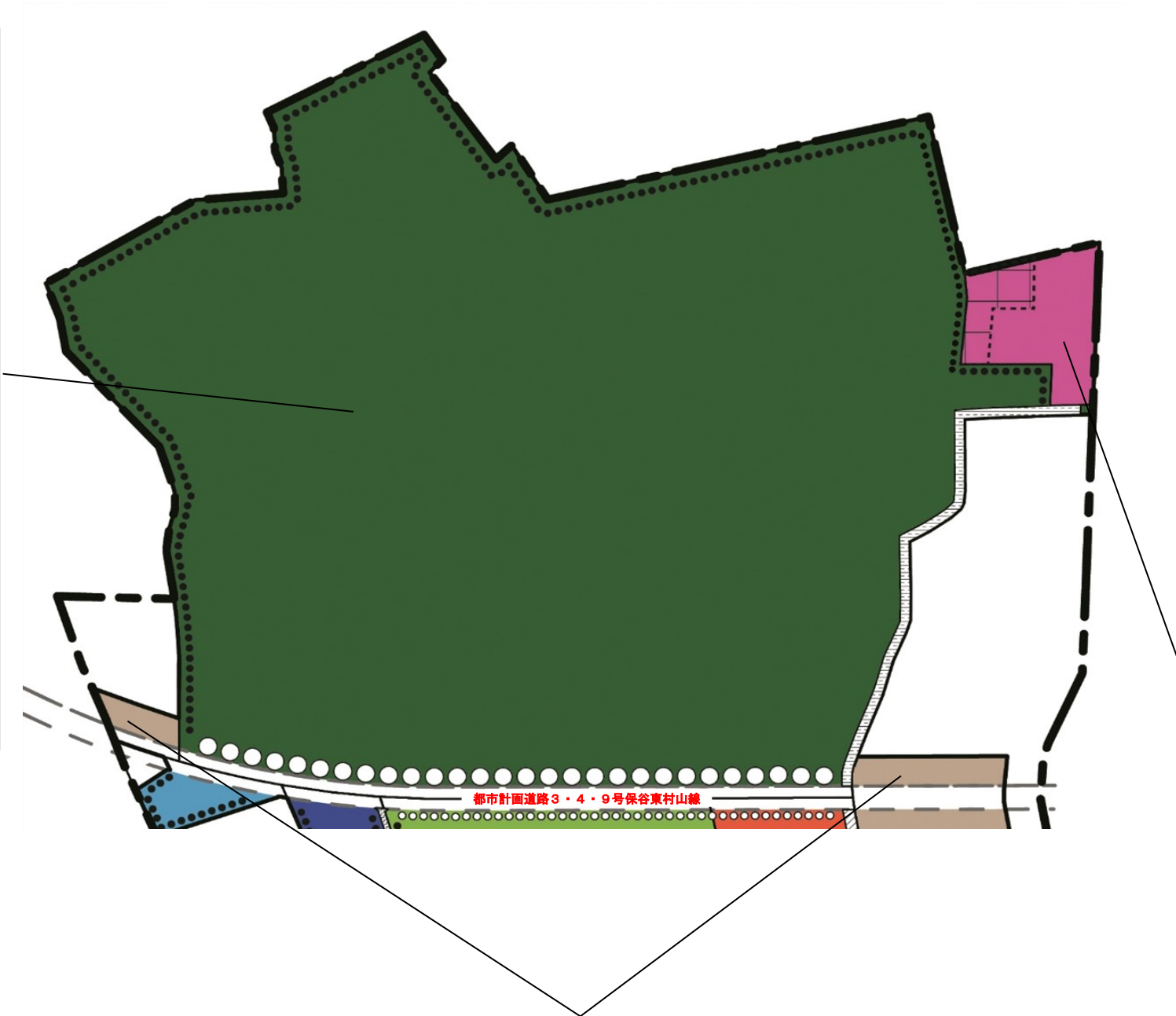
《壁面の位置の制限：2号壁面線》

《高さの最高限度：10m》

↑

高さの最高限度
10m

2号壁面線
道路・隣地境界より
2.0m



地区施設	
	公園
	緩衝緑地1号 幅員10m (概略位置)
	緩衝緑地2号 幅員5m (概略位置)
	区画道路1号 幅員7.5m
	区画道路2号 幅員6.5m
	区画道路3号 幅員7.5m
	歩行者専用通路1号 幅員4.0m
	歩行者専用通路2号 幅員2.5m
壁面の位置の制限	
	1号壁面線 (道路・隣地境界線より1.0m)
	2号壁面線 (道路・隣地境界線より2.0m)

※「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又は柵の構造の制限」及びその他の建築物等に関する事項の詳細については、計画書をご確認ください。

【沿道型中層住宅Ⅰ地区】

《敷地面積の最低限度：100㎡》

《高さの最高限度：17m》

(例)

敷地面積
約200㎡

約120㎡ ○

約80㎡ ×

敷地面積の最低限度
100㎡

↑100㎡未満の敷地に分割して
建築物を建てることはできません

↑

高さの最高限度
17m

【新街区C地区】

《建築物等の用途の制限》

次に掲げる建築物は建築できません。

1

住宅

2

兼用住宅

3

共同住宅、寄宿舍、下宿

4

神社、寺院、教会その他これらに類するもの

5

公衆浴場

《敷地面積の最低限度：5000㎡》

(例)

敷地面積
約7000㎡

約5000㎡ ○

約2000㎡ ×

敷地面積の最低限度
5000㎡

↑5000㎡未満の敷地に分割して
建築物を建てることはできません

《高さの最高限度：下記参照》

路端より
35m

敷地境より
13m

敷地境より
40m

ア

イ

ア

イ

高さの最高限度
13m

↑

高さの最高限度
5m

【新街区E・F地区】

《敷地面積の最低限度：E 2000㎡、F 1000㎡》

(例)

敷地面積
約3000㎡

約2500㎡ ○

約500㎡ ×

敷地面積の最低限度
1000㎡

↑1000㎡未満の敷地に分割して建築物を建てることはできません

《高さの最高限度：17m》

高さの最高限度
17m

2号壁面線
道路・隣地境界より
2.0m

《壁面の位置の制限：2号壁面線》

《建築物の緑化率の最低限度》

【沿道型中層住宅I地区】

《敷地面積の最低限度：100㎡》

《高さの最高限度：17m》

(例)

敷地面積
約200㎡

約120㎡ ○

約80㎡ ×

敷地面積の最低限度
100㎡

↑100㎡未満の敷地に分割して建築物を建てることはできません

高さの最高限度
17m

【新街区B地区】

《敷地面積の最低限度：115㎡》

(例)

敷地面積
約200㎡

約120㎡ ○

約80㎡ ×

敷地面積の最低限度
115㎡

↑115㎡未満の敷地に分割して建築物を建てることはできません

《壁面の位置の制限：1号壁面線》

※新街区B地区の敷地境界及び道路境界のみ

1号壁面線
道路・隣地境界より
1.0m

【新街区D地区】

《建築物等の用途の制限》

次に掲げる建築物は建築できません。

- 1 住宅
- 2 兼用住宅
- 3 共同住宅、寄宿舍、下宿

(ただし、高齢者、障害者等が生活上の援助等を受けながら共同生活を営む施設を除きます。)

- 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 5 公衆浴場
- 6 ボーリング場、スケート場、水泳場

その他これらに類する運動施設

- 7 ホテル又は旅館
- 8 自動車教習所
- 9 畜舎

《敷地面積の最低限度：1000㎡》

(例)

敷地面積
約11000㎡

約6000㎡ ○

約4500㎡ ○

約500㎡ ×

敷地面積の最低限度
1000㎡

↑1000㎡未満の敷地に分割して建築物を建てることはできません

《高さの最高限：17m》

高さの最高限度
17m

地区施設	
	公園
	緩衝緑地1号 幅員10m (概略位置)
	緩衝緑地2号 幅員5m (概略位置)
	区画道路1号 幅員7.5m
	区画道路2号 幅員6.5m
	区画道路3号 幅員7.5m
	歩行者専用通路1号 幅員4.0m
	歩行者専用通路2号 幅員2.5m
壁面の位置の制限	
	1号壁面線 (道路・隣地境界線より1.0m)
	2号壁面線 (道路・隣地境界線より2.0m)

※「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又は柵の構造の制限」及びその他の建築物等に関する事項の詳細については、計画書をご確認ください。

【南キャンパス地区】

《建築物等の用途の制限》

次に掲げる建築物以外の建築物は建築できません。

- 1 大学、高等専門学校、専修学校

その他これらに類するもの

- 2 公益上必要な建築物
- 3 前2号に掲げる建築物に附属するもの
- 4 大学のキャンパス運営に必要な建築物で市長がやむを得ないと認めたもの

《壁面の位置の制限：2号壁面線》

《高さの最高限度：17m》

高さの最高限度
17m

2号壁面線
道路・隣地境界より
2.0m

【新街区A地区】

《建築物等の用途の制限》

次に掲げる建築物は建築できません。

- 1 住宅
- 2 兼用住宅
- 3 共同住宅、寄宿舍、下宿
- 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 5 公衆浴場

《敷地面積の最低限度：10000㎡》

《高さの最高限：21m》

(例)

敷地面積
約14000㎡

約10000㎡ ○

約4000㎡ ×

敷地面積の最低限度
10000㎡

↑10000㎡未満の敷地に分割して建築物を建てることはできません

高さの最高限度
21m

